912
2.10.5
付
小郡三井医師会

福県医発第1811号（地）
令和２年10月２日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

レセプト記載要領の一部改正に伴う「摘要」欄への記載事項について
（令和２年10月診療分から）

令和２年度診療報酬改定に伴うレセプト記載要領の一部改正におきまして、電子レセプトによる請求（オンラインまたは電子媒体による請求）を行う医療機関につきましては、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項として、別表Ⅰ「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和２年10月診療分以降の請求時において、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択することと定められております。

本件につきましては、令和２年３月27日付け保医発0327第１号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（厚生労働省保険局医療課長等通知）により示されており、令和２年３月31日付け福県医発第3443号（地）にてご連絡申し上げるとともに、本会ホームページ会員専用「令和２年度診療報酬改定について」（https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.html）に当該通知を掲載しているところです。

今般、本件について更なる周知をはかるため、10月上旬の医療機関への返戻発送時に、支払基金各支部から各医療機関にチラシを配布（郵送）することとなった旨、日本医師会より連絡がありました。

本県においては、支払基金福岡支部より10月５日付けで、９月審査分において選択式記載コードの記録が必要な記載事項があった医療機関（県内3,287医療機関）に対し、各医療機関ごとに別添のチラシ及び別紙（９月審査分における選択式記載コードの記録が必要な記載事項）を送付する旨、支払基金福岡支部と福岡県国民健康保険団体連合会より説明がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（保２１６）
令和２年９月２５日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

レセプト記載要領の一部改正に伴う「摘要」欄への記載事項について
（令和２年１０月診療分から）

令和２年度診療報酬改定に伴うレセプト記載要領の一部改正におきまして、電子レセプトによる請求（オンラインまたは電子媒体による請求）を行う医療機関につきましては、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項として、別表Ⅰ「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和２年１０月診療分以降の請求時において、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択することと定められています。

本件、すでに都道府県医師会、支払基金、国保連により周知されてまいりましたが、今般、さらなる周知をはかるため、別添のチラシを１０月上旬の医療機関への返戻発送時に、支払基金各支部から各医療機関に配布する（郵送）こととなりました。

また、支払基金支部と国保連合会が共同で都道府県医師会に説明にまいりますので、ご対応くださいますようお願いいたします。感染状況は各地域で異なりますので、対面、Ｗｅｂ等ご検討いただければ幸いです。

《医療機関コード》
《医療機関名》　御中

重要性分類Ⅲ
令和2年10月

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

※必ずお読みください

電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和2年10月診療分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Ⅰにおいてコードが記載されている項目（診療行為等）については、該当するコードを選択の上請求することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります。
（受付・事務点検ＡＳＰチェック(※)の対象となります）

ついては、記載事項のある項目（診療行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※　オンライン請求を行う保険医療機関が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能
　なお、令和２年９月審査分において選択式記載コードの記録が必要な記載事項については、別紙のとおりであります。

【記載要領通知　令和2年3月27日付け厚生労働省通知保医発0327第1号】

別表Ⅰ　診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）　**<一部抜粋>**

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
288	E001	写真診断１単純撮影	撮影部位を選択して記載すること。 選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載すること。 なお、四肢については、左・右・両側の別を記載すること。	820181000	撮影部位（単純撮影）：頭部
				820181100	撮影部位（単純撮影）：頚部（頚椎を除く）
				820181220	撮影部位（単純撮影）：胸部（肩を除く）
				820181300	撮影部位（単純撮影）：腹部
				820181340	撮影部位（単純撮影）：骨盤（仙骨部・股関節を除く）
				820181120	撮影部位（単純撮影）：頚椎
				820181240	撮影部位（単純撮影）：胸椎
				820181310	撮影部位（単純撮影）：腰椎
					（略）
				830189000	撮影部位（単純撮影）：その他;******

社会保険診療報酬支払基金福岡支部
TEL　092-473-6611（代表）

別紙　医科

重要性分類Ⅲ
令和2年10月5日

御中

診療行為コード	診療行為名称	記載事項	システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	検査を行った領域を記載すること。	820100681	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):ア　消化器領域
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	検査を行った領域を記載すること。	820100682	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):イ　腎・泌尿器領域
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	検査を行った領域を記載すること。	820100683	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):ウ　女性生殖器領域
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	検査を行った領域を記載すること。	820100684	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):エ　血管領域(大動脈・大静脈等)
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	検査を行った領域を記載すること。	820100685	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):オ　腹腔内・胸腔内の貯留物等
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	検査を行った領域を記載すること。	820100686	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部):カ　その他
160072210	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	(カに該当する場合)具体的な臓器又は領域を記載すること。	830100144	具体的な臓器又は領域;